# 創成川公園・狸二条広場
# 利用ガイド

狸二条広場運営協議会・札幌市

平成 22 年 10 月 22 日発行

（令和 8 年 9 月 一部改訂）

# 1　狸二条広場とは

平成 16 年から始まった創成川通連続アンダーパス化、及び創成川親水空間整備が完成し、平成 23 年４月から、創成川公園が供用開始となりました。

創成川公園には、３つの広場空間があり、このうち、狸二条広場は活用可能な広場として整備されています。

札幌の「食」を代表する二条市場や狸小路商店街が隣接し、広場の多様な活用と既存施設との連携から、地区に新たなにぎわいを生み出し札幌都心の新たな顔となりつつあります。

# ２　狸二条広場の概要

（１）施設概要

●施設名称　創成川公園狸二条広場

●所在地　札幌市中央区南3条東１丁目　ほか

●広場面積：950 ㎡（下図のイベント等への活用可能部分）

●公園に設置されている設備等の一覧

－トイレ（身障者対応トイレ）

－水飲み場

－背付きベンチ（２箇所）

－石積みベンチ（２箇所）

－サークルベンチ（２箇所）

－縁台（６箇所）

－彫刻（安田侃作　『生誕』）

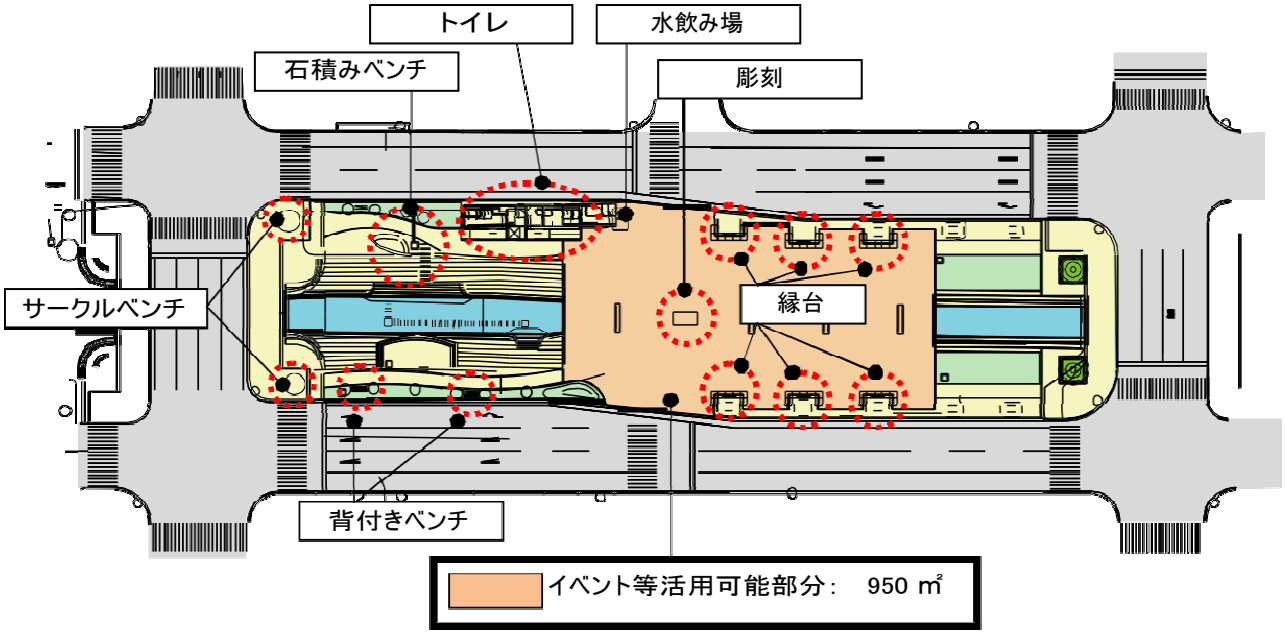

（２）設備・仕様

狸二条広場は、イベント等の活用を想定した電気･水道設備が整備されています。

電気･水道施設の利用に当たっては、関係機関（電力会社、札幌市等）への申請を行い、利用料に応じて、指定された利用料金を支払うこととなります。

これらの設備は公園の指定管理者が管理しておりますので、使用を希望される場合は関係機関への申請の前に、指定管理者と打合せ－調整をお願いいたします。

【指定管理者の問合せ先】

財団法人札幌市公園緑化協会　創成川公園管理事務所　電話　011−221−4100

◆イベント実施の際に使用可能な設備の概要

| | | 箇所数 | 概要 |
|---|---|---|---|
| 設営関係 | イベント用アンカー | 60 | 仮設テント等設営に必要なアンカー（外径：60、内径：30 脱着式、M16 ｱｲﾅｯﾄ）が概ね 4m 間隔で設置されています。<br>※アンカーは札幌大通まちづくり株式会社で保管しています。（貸出無料） |
| 電源関係 | 分電盤 | 2 | 公園の電源を電力会社より引き込むための分電盤。コンセントが設置されています。<br>※使用の際には指定管理者との調整が必要となります。 |
| | 照明ポール | 7 | コンセントが設置されています。<br>※使用の際には指定管理者との調整が必要となります。 |
| | 時計付照明ポール | 1 | コンセントが設置されています。<br>※使用の際には指定管理者との調整が必要となります。 |
| | 臨時用高圧電源引込用マンホール | 1 | 電力会社より臨時高圧を受電出来るようになり、仮設キュービクルを設置することにより大きな電源を使用できます。※使用の際には、電力会社への申込が必要となります。 |
| | 臨時電源マンホール | 3 | 仮設キュービクルの設置場所から電源配線を送り大きな電源を使用可能にするためのマンホールです。 |
| 水道関係 | イベント用水道施設 | 4 | 引き上げ式の水道施設です。<br>※使用の際には、札幌市への臨時の水道メーターの申請が必要となります。 |
| | 排水枡 | 6 | イベント等で生じた汚水を排出するための設備です。<br>※使用の際には、札幌市への申請が必要となります。 |

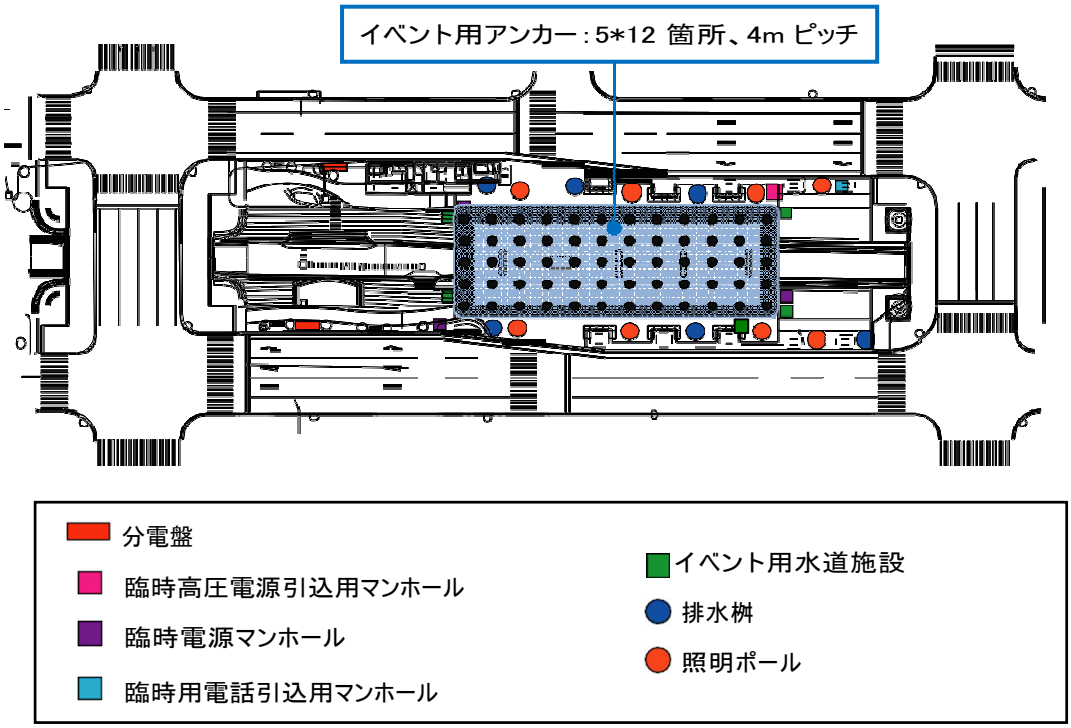

◆広場内設備の利用に係る利用料金及び申請先

| | | 使用料（目安） | 申請先 |
|---|---|---|---|
| 設営関係 | 広場占用料 | 60 円／㎡･日<br>※イベント等で設置する仮設物に対してかかる料金。その他の設置物についても別途料金が定められています。 | 札幌市建設局みどりの推進部<br>みどりの管理課<br>TEL:011−211−2536 |
| 電源関係 | 臨時電源使用料<br><br>※ 既設コンセント使用の際は、指定管理者へお問い合わせください。 | ※電源使用の際には、北電との調整が必要 | 北海道電力札幌支店 1階営業受付<br>TEL:011−251−4796<br>※電源を使用する場合は、早めにご相談願います。 |
| 水道関係 | イベント用水道施設使用料（上水／管径：20mm 以下） | 10㎥まで2,500円／月以降、使用料に応じて従量料量がかかります。※別途消費税が加算されます。 | 札幌市水道局給水装置課審査窓口<br>TEL：011−211−7081<br>（参考 URL）<br>http://www.city.sapporo.jp/suido/c01/c01third/07_02.html<br>※水道を使用する場合は、早めにご相談願います。 |
| | 下水道使用料 | 10㎥まで600円／月以降、使用料に応じて従量料量がかかります。<br>※別途消費税が加算されます。 | |

（３）広場の活用イメージ

狸二条広場は、札幌都心部における新たな交流や活動を産み出す場として、次のような活用が期待されます。

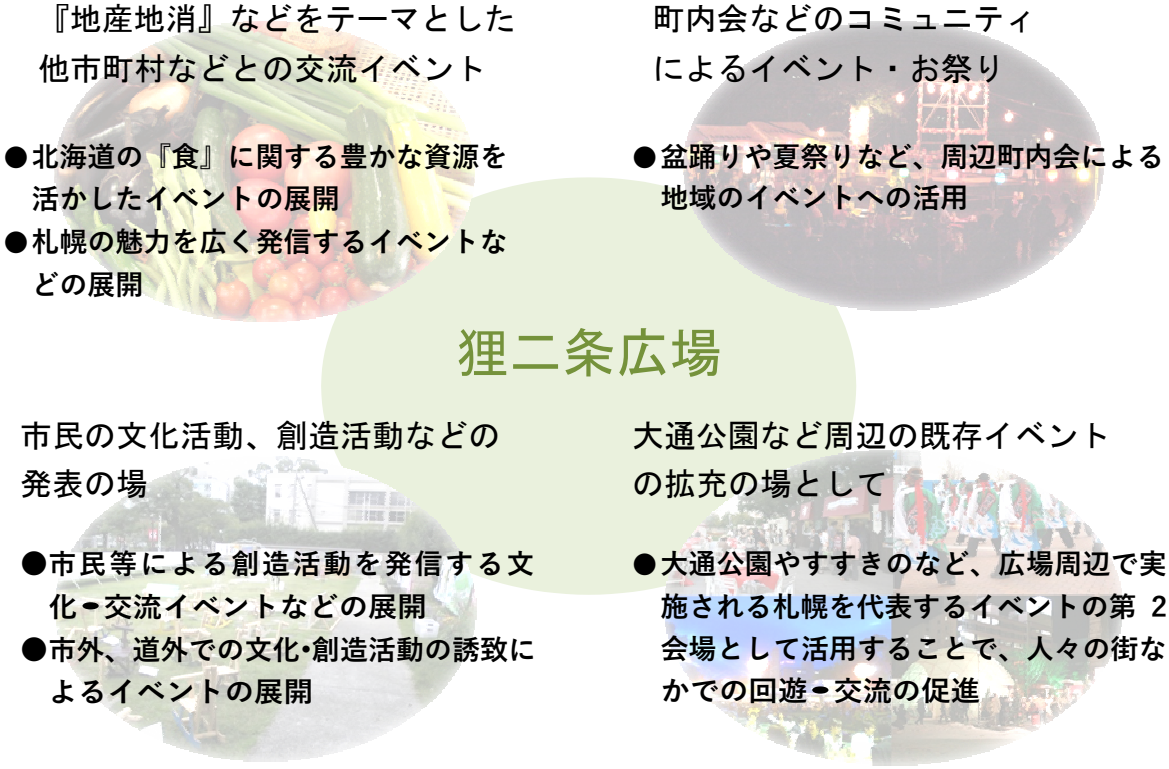

# ３ 狸二条広場利用ガイドライン

狸二条広場の利用に当たっては、公園内のイベント広場という公共施設の利用の際の制限に加え、近隣の商店街や住宅、病院等の既存施設への配慮が必要です。

こうした、広場に関わる制限や配慮事項についてイベント等の主催者の皆様にお知らせするために、狸二条広場運営協議会と札幌市の協働により、「狸二条広場の利用に係るガイドライン」を作成しました。

狸二条広場では、イベント等の主催者の皆様にはガイドラインに示される次のルールを守っていただきますようお願いします。

## ◆利用可能日及び利用可能時間

○狸二条広場は原則として、年間通じて利用が可能です。ただし、広場の改修等により、利用できない場合はこの限りではありません。

○狸二条広場の利用時間は原則 8 時～日没までとします。ただし、止むを得ず8時以前の設営やイベント実施が必要な場合には協議願います。広場内にはイベント用の照明 がありませんので、日没以降のイベント継続に必要な照明については、主催者側で用意して下さい。なお、日没後のイベントについては、周辺への配慮から、２１時までとします。また、撤収については 23 時までに終了してください。

## ◆狸二条広場におけるイベント団体について

○イベント実施団体について、次の各項に該当する場合は、広場利用することができないものとします。

- 公の秩序又は善良なる風俗を害する恐れがあるもの。
- 特定の政治団体及び宗教団体等の利益となるもの。
- 集団的･常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為があると認めるもの。
- 狸二条広場を損傷する恐れがあると認めるもの。
- 狸二条広場の管理運営上支障があると認めるもの。
- 異常な騒音、臭気などの発生が予測されるもの。
- その他利用を制限することが必要であると認めるもの。

## ◆狸二条広場におけるイベントに係る制限等

○公園内における物販･頒布は原則禁止です。

○イベントの際の広告の掲出･配布は原則禁止です。

○イベントによっては、関係行政機関等への届出が必要な場合があります。主催者はイベント実施までに調整、届出を済ませてください。主な届出窓口は以下のとおりです。

- 飲食コーナーを設ける場合：中央保健センター（011−511−7221）
- 酒類の販売：札幌中税務署（011−231−9311）

－火気の取り扱い：中央消防署（011−215−2120）
－周辺道路への影響：中央警察署（011-242-0110（代表））

## ◆イベント実施の際の会場の管理について

○会場設営の為の機材や備品等、主催者が持ち込んだ物品については、主催者の責任で管理してください。
○施設利用中の人的、物的損害に係る賠償責任は主催者の負担となります。

## ◆イベント時の音量について

○拡声機の使用にあたっては、札幌市生活環境の確保に関する条例に基づき、次のとおりとします。（ただし、祭礼、地域慣習行事、国または地方公共団体が主催や共催する行事の場合、適用されません。）
　○75dB（デシベル）以下…拡声機の直下から 5m離れた地点
　○65dB（デシベル）以下…拡声機を設置している場所の敷地境界
○近隣より苦情等が出た場合には止むを得ず中止等の対応を求める場合があります。

## ◆におい

○イベントの際の悪臭、煙等を発生する店舗、設備については、周辺への影響を考慮し、持ち込み、設置を避けてください。

## ◆イベント時の駐輪・自転車利用の制限について

○広場内への自転車の乗り入れ･駐輪は、全て禁止となります。
○来場者の安全性確保のため、イベント時には警備スタッフによる降車の呼び掛けを徹底してください。
○イベント時のスケートボード、インラインスケート、キックボード等の通行、広場内の利用については、来場者の安全性確保の観点から、利用を控えるよう、主催者から呼び掛けをお願いします。

## ◆会場清掃

○イベント等の実施に係る広場利用者は、イベント終了後に、広場を原形に復旧する義務を負うものとします。
○イベント内容に応じては、利用箇所に留まらず、広場全体、及び周辺も含めて清掃を行ってください。（広場周辺の清掃範囲については協議会との協議の上、決定するものとします。）

○広場利用期間中に、広場内の施設、設備に損傷･汚損が発生した場合には主催者の責任とし、弁償してください。

## ◆ゴミ処理

○原則として、イベント時、会場内で発生したごみについては、主催者の責任により処理するものとします。

○発生したゴミについては、ゴミ袋、または、ゴミ箱に分別回収し、原則、当日持ち帰えりをお願いします。

○止むを得ず、ゴミ回収を会場撤収の翌日とする場合には、あらかじめ会場内に仮設のゴミ収容設備等を設け、イベント終了時のゴミについては、カラス等の被害に合わないよう、設備内に収容してください。

○周辺店舗等や既存ゴミステーション等の衛生面に配慮し、イベントに係るゴミは、会場内から持ち出さず、広場内でゴミを処理するよう、看板等にて来場者への呼び掛けを徹底してください。

## ◆タバコ

○イベント時の喫煙については、分煙を行うものとし、さらにポイ捨て等のないよう、灰皿の設置等を徹底してください。

## ◆搬入出動線

○搬入出に伴う広場への車両乗り入れは、事前にみどりの管理課へ申請が必要です。申請後、「車両進入許可証」が発行されますので、搬入出の際には必ず持参し、車両のダッシュボード等、見えるところに置いてください。

○会場設営時には周辺交通事情を考慮し、路上駐車等を避け、広場内へ迅速な乗り入れをお願いします。

○広場内への搬入出車両については指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、速やかに退出してください。

## ◆歩行者動線の確保

○来場者や通行者の安全･快適かつ自由な通行を妨げないように、横断歩道周辺及び公園内の通路（南北方向）の歩行者空間の確保をお願いします。

## ◆緊急車両への対応

○緊急時における緊急車両の動線確保をお願いします。（既存の乗り入れ可能箇所を踏まえ、緊急車両の乗り入れに配慮した配置計画を行ってください。）

## ◆避難路の確保

○緊急時の来場者の避難経路を確保した配置計画を行うこと。（店舗及び来場者滞留スペースの間隔に配慮し、避難動線を確保すること）

## ◆広場周辺の駐停車

○周辺の円滑な交通を妨げる可能性があるため、車両の駐停車を禁止します。

○広場には駐車･駐輪施設がないため、イベント主催者はチラシ等において公共交通機関の利用呼び掛けや、近隣の駐車場ー駐輪スペース等の確保をお願いします。

## ◆火気

○原則禁止となります。（札幌市との協議で認められたものについては可となります。）

## ◆警備

○機材の搬入出時の安全性確保のため、関係機関との協議から必要数の警備を適所に配置してください。

○イベント実施時の来場者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください。

## ◆保険への加入

○イベントにおける事故、スタッフや来場者のケガ等、万一の場合に備え、イベント主催者は事前に関連する各保険（レクリエーション保険等）へ加入してください。

## ◆許可申請に係る札幌市との打ち合わせ

○広場利用者は、テントやプレハブ等の設置物がある場合には、利用日の15日前までに企画書、配置図、スケジュール等を添付して管理部局（みどりの管理課）へ公園使用許可申請書を提出して下さい。

○イベント内容に応じて、関係各機関への届け出及び調整を行ってください。

## ◆狸二条広場運営協議会との打ち合わせと報告

○イベント内容に対する近隣の理解を得るため、ガイドラインを踏まえ、狸二条広場運営協議会へ相談－調整してください。

○雨天等、イベント中止を余儀なくされる場合については、協議会及び関係機関に対し中止の旨、及びその後の対応について連絡してください。

◆イベント等の実施に係る協議･調整フロー

**札幌市 みどりの管理課**

■イベント実施に関する相談
○イベント実施に向けた事前相談
○地元との事前協議の斡旋
○イベント内容に応じて必要となる関係機関への届出の斡旋
○広場利用チェックシート、必要図面等の配布･ホームページ等の入手先の紹介

**狸二条広場 運営協議会**

■チェックシートに基づく協議・調整
○イベント内容の協議･調整
○イベント実施向けた地元からの要請事項への対応
○イベント実施に係る地元合意の獲得と広報等の協力･連携

**公園指定 管理者**

■公園設備使用に関する事前打合せ・調整
○設備内容の説明
○現地確認
○搬入･搬出物品及び日時の調整

イベント内容に応じて必要となる関係機関等への届出

※使用日の１５日前まで

**札幌市 みどりの管理課**

■広場利用に係る占用許可申請手続き
○地元との協議･合意、関係機関への届け出を踏まえた広場占用許可手続の着手

**イベントの実施**

## 参考１　イベントに関連した臨時営業・バザー等における注意事項

次のことを守り、食品による事故を防ぎましょう

### １．従事者の衛生管理

①手洗設備及び消毒薬を準備し、作業前、作業後、手指の洗浄消毒を十分にすること
②用便後は、特に手指の洗浄消毒を徹底すること
③発熱、下痢、手指に傷のある人は直接食品に触れる作業をしないこと
④作業中は清潔な外衣を着用すること

### ２．食品、器具の取扱い

①原材料は衛生的に扱い、要冷蔵のものは使用直前まで冷蔵庫、クーラーボックス等で保冷しておくこと。他の食品も蓋のある容器で衛生的に保管すること
②食品、調理器具は直接床に置かないこと
③調理食品は十分に加熱すること，出来上がった食品は衛生的に取り扱うこと。一度に作りすぎないこと
④食品、容器は厳重に保管し、異物が入らないように注意すること
⑤従事者以外の立ち入りを禁止すること
⑥当日の残品は処分し、翌日に持ち越さないこと

お問合せは
札幌市中央保健センター健康･子ども課
（TEL：011－511－7221）

## 参考２　臨時営業に係る基準（札幌市臨時営業取扱要綱抜粋）

●適用行事（第 4）

適用行事は、次のいずれかに該当するものであって、営業期間が30日以下のものとする。ただし、デパート、スーパーマーケット等による催事、有料イベント等、専ら収益を挙げるために催される行事を除くものとする。

(1) 国、札幌市又は他の地方公共団体が主催、共催、協賛又は後援する行事
(2) 祭典、花見等市民を対象とした行事で、慣例的に、食品の提供施設を伴う行事
(3) 盆踊り、納涼祭、区民祭り、チャリティーバザー等、連合町内会、商店街、各種団体等が主催し、地区住民を対象とする公共的色彩の強い行事
(4) その他、行事の公共性等の内容を判断して保健所長が認めるもの

●臨時営業の業種（第５）

臨時営業として認める業種は、次のとおりとする。

(1) 飲食店営業　　(2) 喫茶店営業　　(3) 菓子製造業

(4) 乳類販売業　　(5) 食肉販売業（包装されたものに限る。）

(6) 魚介類販売業（包装されたものに限る。）

(7) 食品販売業

ただし、食肉販売業及び魚介類販売業に係る臨時営業は、地域特産食品などの提供を目的とした適用行事において、主催者が行う場合又は既設の営業者若しくは生産者団体等が適用行事の協賛、協力を依頼されて行う場合（以下「地域特産行事」という。）に限り認めるものとする。

●営業の施設基準（第６）

１ 施設は、プレハブ又は防水性のテント等で、天井、側壁３面を有すること。

２ 調理の場所には、ほこりを防ぐ措置がとられていること。

３ 冷蔵等が必要な食品を取り扱う場合には、取扱量に応じた容量と性能の冷蔵設備等（氷又はドライアイスによるものを含む。）を設けること。

４ 器具類を衛生的に保管又は収納する設備を設けること。

５ 器具類の洗浄に便利な洗浄設備及び手洗設備を設けること。

６ 飲用に適する水を供給できる設備を設けること。貯水する場合は、十分な容量（概ね１８リットル以上）のある水槽又はタンクを設けること。

７ 汚液の漏れない構造で、かつ、十分な容量の廃棄物容器を備えること。

８ 排水の設備を設けること。

# 4　狸二条広場利用チェックシート

狸二条広場の利用に向け、狸二条広場運営協議会との円滑な協議･調整を進めるために、以下のチェックシートに、実施されるイベントの情報や狸二条広場利用ガイドラインへの対応についてご記入いただき、会場内の配置図、全体の進行スケジュールと併せてお持ちください。

■広場利用許可申請の協議に必要となる書類

①チェックシート（本票）
②全体配置図（仮設構造物の配置や音響設備等の配置が記載されているもの）
③動線図（仮設物等の配置や歩行者、緊急車両の動線計画が記載されているもの）
④進行スケジュール-プログラム

（１）イベント実施の日時・期間

| | |
|---|---|
| 日時 | 年　月　日～　月　日 |
| 実施時間<br>※開始-終了時間は、ガイドラインを参照 | 【１日目】　時　分～　時　分<br>【２日目】　時　分～　時　分 |

（２）イベントのプログラム

| | |
|---|---|
| イベントのプログラム | |
| 出店等の内容 | （ex. ～～～など） |

（３）仮設物の規模・内容
⇒別添１に記載してください。

（４）会場管理に係る事項への対応について

| 項目 | ポイント | ガイドラインへの対応の考え方について |
|---|---|---|
| 音量 | ○音量の上限（65dB または 75dB）と周辺に配慮した音響機材の方向 | 【音響機材の概要】<br>①スピーカー設置台数：　　台<br>②設置個所-方向（配置図面に記載してください） |
| におい | ○悪臭、煙等を発する店舗、設備の持ち込み、設置を避ける。 | 【臭いを発生する店舗-設備の有無】 |
| 駐輪・自転車利用 | ○乗り入れ-駐輪、全て禁止。<br>○イベント時は、来場者の安全に配慮し、広場内自転車利用者に対し降車の呼び掛けを徹底する。<br>○スケートボード、インラインスケート等の通行、広場内利用を控えるよう呼び掛ける。 | 【駐車－駐輪への対応の考え方（該当項目に☑）】<br>①警備スタッフによる呼び掛け（□有　□無）<br>②スケートボード等利用者への呼び掛け<br>（□有　□無） |
| 会場設営・撤収 | ○イベント実施に係る会場設営については、原則、朝 8 時からとする。<br>○同じく撤収作業については、当日、23 時までに完了する。 | 【会場設置計画】<br>月　日　時　分～　時　分<br>【会場撤収計画】<br>月　日　時　分～　時　分 |

（５）衛生面に係る事項への対応について

| 項目 | ポイント | ガイドラインへの対応の考え方について |
|---|---|---|
| 会場清掃 | ○利用者によるイベント終了後の広場を原形復旧義務<br>○利用箇所に留まらず、広場全体、及び周辺の清掃の実施<br>○利用期間中の施設、設備への損傷-汚損の際の管理者への弁償 | 【清掃計画】<br>①清掃日時-時間<br>月　日　時　分～　時　分<br>②清掃範囲（☑を記入）<br>□利用箇所<br>□狸二条広場全体<br>□広場周辺<br>～清掃範囲： |
| ゴミ処理 | ○会場内のゴミは、主催者の責任により処理<br>○ゴミ袋-ゴミ箱による分別回収<br>○当日持ち帰るか、回収業者に連絡して翌日の朝までに処分<br>○回収を翌日とする場合、カラス等の被害を考慮し、あらかじめ仮設のゴミ収容設備等を設置<br>○周辺店舗等や既存ゴミステーション等の衛生面に配慮し、ゴミを会場から持ち出さず、広場内で処理するよう、看板等にて来場者への呼び掛けを徹底する | 【ゴミ回収計画】<br>①分別方法（分別の種類を記載）<br>-<br>-<br>-<br>②設置個所（配置図面に記載してください）<br>③ゴミ管理（ゴミ収容施設の有無の☑を記入）<br>□有　□無<br>（有の場合には配置図面に記載してください）<br>④回収の日時（☑を記入してください）<br>□イベント当日（　時に回収）<br>□イベント翌日（　時に回収）<br>⑤ゴミ持ち出し禁止の看板等の設置について（☑を記入してください）<br>（□有　□無） |
| タバコ | ○イベント時には分煙を行うものとし、さらにポイ捨て等のないよう、灰皿の設置等を徹底する | 【喫煙対策の考え方（☑を記入してください）】<br>①配置計画における分煙（□有　□無）<br>②灰皿の設置（□有　□無）<br>（☑有の場合には配置図面に記載してください） |

（６）安全管理に係る事項への対応について

| 項目 | ポイント | ガイドラインへの対応の考え方について |
|---|---|---|
| 搬入出動線 | ○会場設営時は、路上駐車を避け、広場内へ迅速な乗り入れを行うこと<br>○指定場所から乗り入れ、荷物の積み下ろし後、速やかに退出すること | 【搬入出計画】<br>①搬入出車両数（車両トン数）<br>台（　　トン車）<br><br>②搬入出動線計画<br>～動線図に記載してください |
| 歩行者動線の確保 | ○来場者や通行者の移動を阻害しない歩行者空間の確保 | 【動線計画】<br>～動線図に記載してください |
| 緊急車両への対応 | ○緊急時の緊急車両の動線確保 | 【緊急車両動線確保の考え方】<br>～動線図に記載してください |
| 避難路の確保 | ○緊急時の来場者の避難経路の確保 | 【避難路の考え方】（動線図に記載してください） |
| 広場周辺の駐停車 | ○周辺の交通を妨げる駐停車の禁止<br>○公共交通の利用呼び掛けや、近隣駐車駐輪スペースの確保等の対策 | 【駐車･駐輪対策（☑を記入してください）】<br>①スタッフによる駐停車禁止呼び掛けの徹底<br>（□有　□無）<br>②駐車･駐輪スペースの確保<br>（□有　□無）<br>☑有の場合には、住所を記載<br>○駐車場（　　）<br><br>○駐輪スペース（　　） |
| 火気 | ○火気の使用は原則禁止（認められたものは可） | 【広場内における火気使用について（☑を記入してください）】<br>①火気使用の有無<br>（□有　□無）<br><br>②使用方法（使用設備の内容） |
| 警備 | ○搬入出時の警備体制の確保<br>○イベント時の警備スタッフの適切な配置 | 【警備体制について（☑を記入してください）】<br>①警備員人数<br>人<br><br>②警備員配置箇所（動線図に記載してください） |
| 保険への加入 | ○イベント時の事故、来場者のケガ等に備え、関連する各保険への事前加入を行う | 【保険加入の考え方】<br>○レクレーション保険等への事前加入<br>（□有　□無） |

別添資料1

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 仮設物の規模（番号等は図面と対応させてください。） | 通し番号 | 分類（例：テント） | 規模（W×D×H） | 使途(例:飲食物販売 等) |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 配置計画 | 別紙 | | | |
| 広場内動線計画 | 別紙（搬入出動線、イベント時の緊急車両誘導スペース、歩行者動線、避難経路等が分かるよう、配置計画図内に記載して下さい。） | | | |

# 5　狸二条広場運営協議会について

狸二条広場における多様な市民やその他の団体によるイベント利用等を通じて地区の 活性化を目指すことを目的とし、地元商店街や町内会、札幌市から成る「狸二条広場運営協議会」が平成 22 年 10 月に設立されました。

狸二条広場運営協議会は、地域の活性化を図る上で、自主的なイベントの実施や、狸二条広場の利用に係る窓口機能、イベント実施の際の情報発信･広報支援等を行います。

狸二条広場を利用されるイベント主催者の皆様には、広場の仕様に係る札幌市との許可申請手続き着手の前に、イベント実施に係る周辺への配慮事項について、地元の理解を得るために狸二条広場運営協議会との協議･調整をお願いします。

狸二条広場に係る運営協議会の役割と広場に関わる主体との連携のイメージ

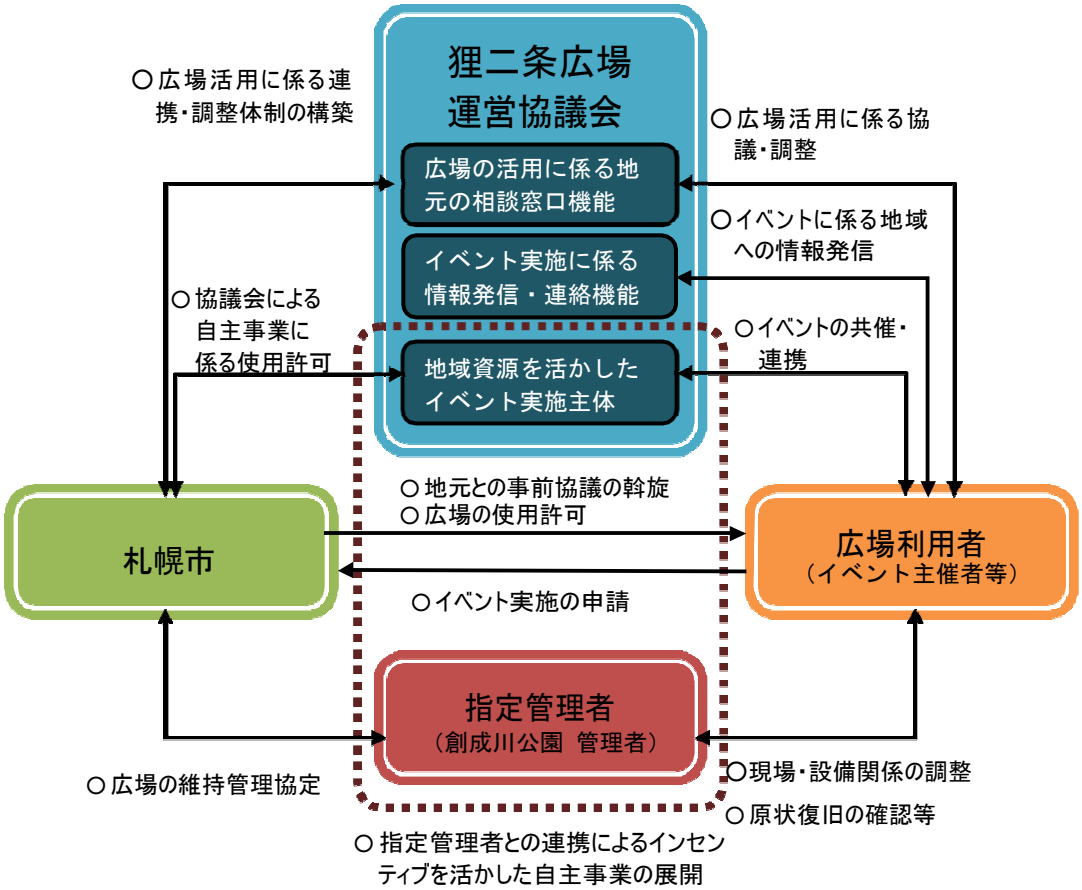


【狸二条広場運営協議会】

◆お問い合わせ先：札幌大通まちづくり株式会社（狸二条広場運営協議会事務局）

◆所　　在　　地：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 4 丁目 13 番地 日之出ビル 9 階

◆連　　絡　　先：TEL：011-211-1185　　FAX：011-211-1186

◆メールアドレス：yokoso@sapporo-odori.jp

# ６　問合せ先一覧

| 内容 | 申請先 |
|---|---|
| －イベント実施に関する相談<br>－広場利用に係る占用許可申請 | 札幌市建設局みどりの推進部<br>みどりの管理課公園管理係<br>TEL：011−211−2536 |
| －イベント内容の協議･調整 | 札幌大通まちづくり株式会社<br>（狸二条広場運営協議会事務局）<br>TEL：011−211−1185 |
| －公園設備の使用に関する調整 | 財団法人札幌市公園緑化協会<br>創成川公園管理事務所<br>TEL：011−221−4100 |
| －臨時電源等の使用申請 | 北海道電力札幌支店　1階営業受付<br>TEL：011−251−4796 |
| －水道関係の申請 | 札幌市水道局給水装置課審査窓口<br>TEL：011−211−7081 |

※イベント内容によっては、関係行政機関等への届出が必要な場合があります。
　主な届出窓口は以下のとおりです。

| 内容 | 申請先 |
|---|---|
| －臨時営業（飲食物の提供）の相談、申請 | 札幌市中央保健センター　健康･子ども課<br>TEL：011−205−3356 |
| －酒類の販売について（相談、届出） | 札幌中税務署<br>TEL：011−231−9311 |
| －火気の取扱いについて（相談、届出） | 中央消防署<br>TEL：011−215−2120 |
| －周辺道路への影響について（相談、届出） | 中央警察署<br>TEL：011−242−0110（代表） |